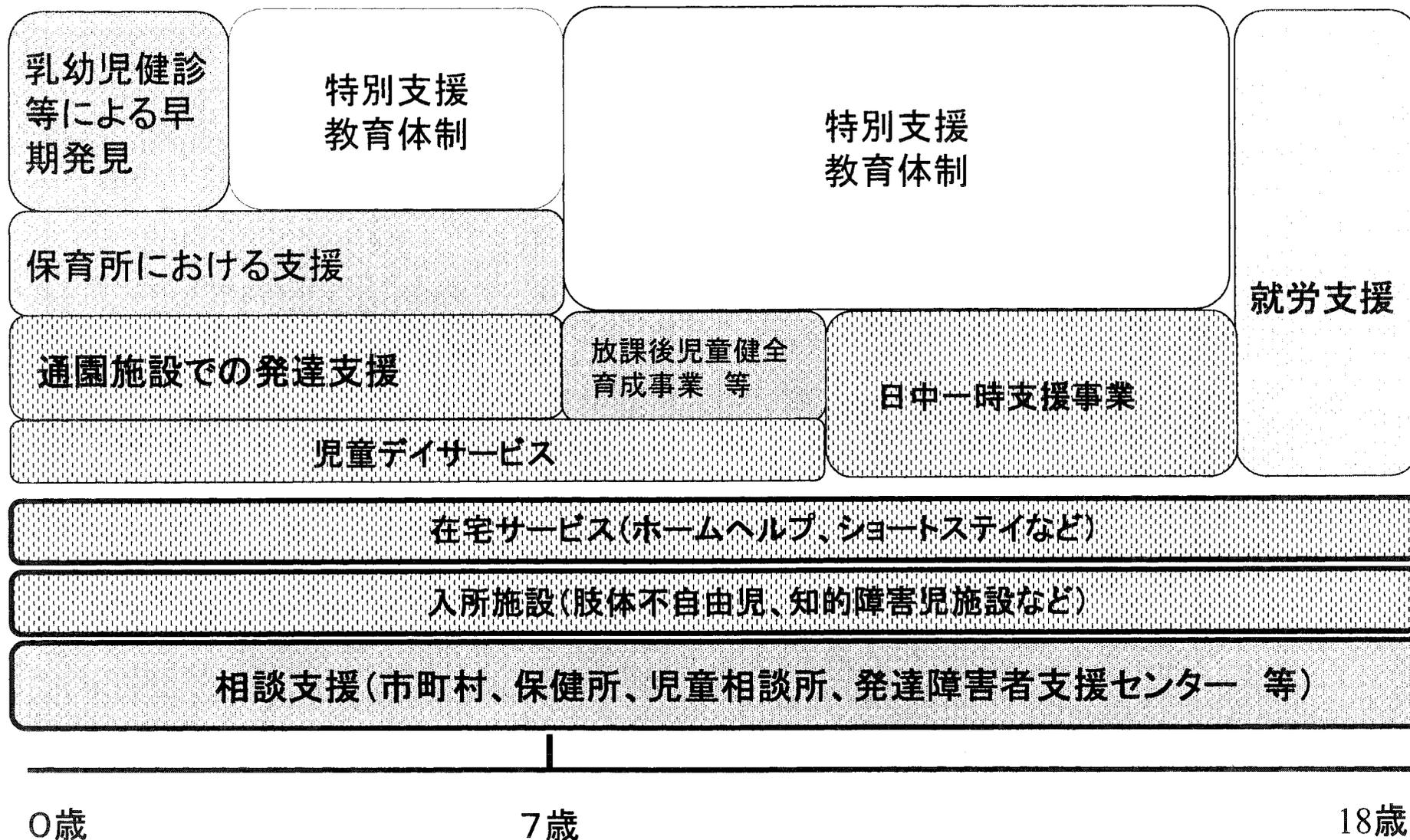


資 料

○障害児支援	1
○サービス体系	14
○地域生活支援事業	19
○その他	25
・障害程度区分	
・自立支援医療	
・発達障害者施策	

障害児の支援体制について

対象児童：肢体不自由児、知的障害児、発達障害児など



特別支援教育の対象の概念図

[義務教育段階]

義務教育段階の全児童生徒数 1082万人

重
↑
障害の程度
↓
軽

特別支援学校

視覚障害
聴覚障害
知的障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱

0.54%
(約5万8千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害
知的障害
聴覚障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱
言語障害
情緒障害

1.05%
(約1万3千人)

2.00%
(約22万人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害
聴覚障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱
言語障害
自閉症
情緒障害
学習障害(LD)
注意欠陥多動性障害(ADHD)

0.42%
(約4万5千人)

LD・ADHD・高機能自閉症等 ※1

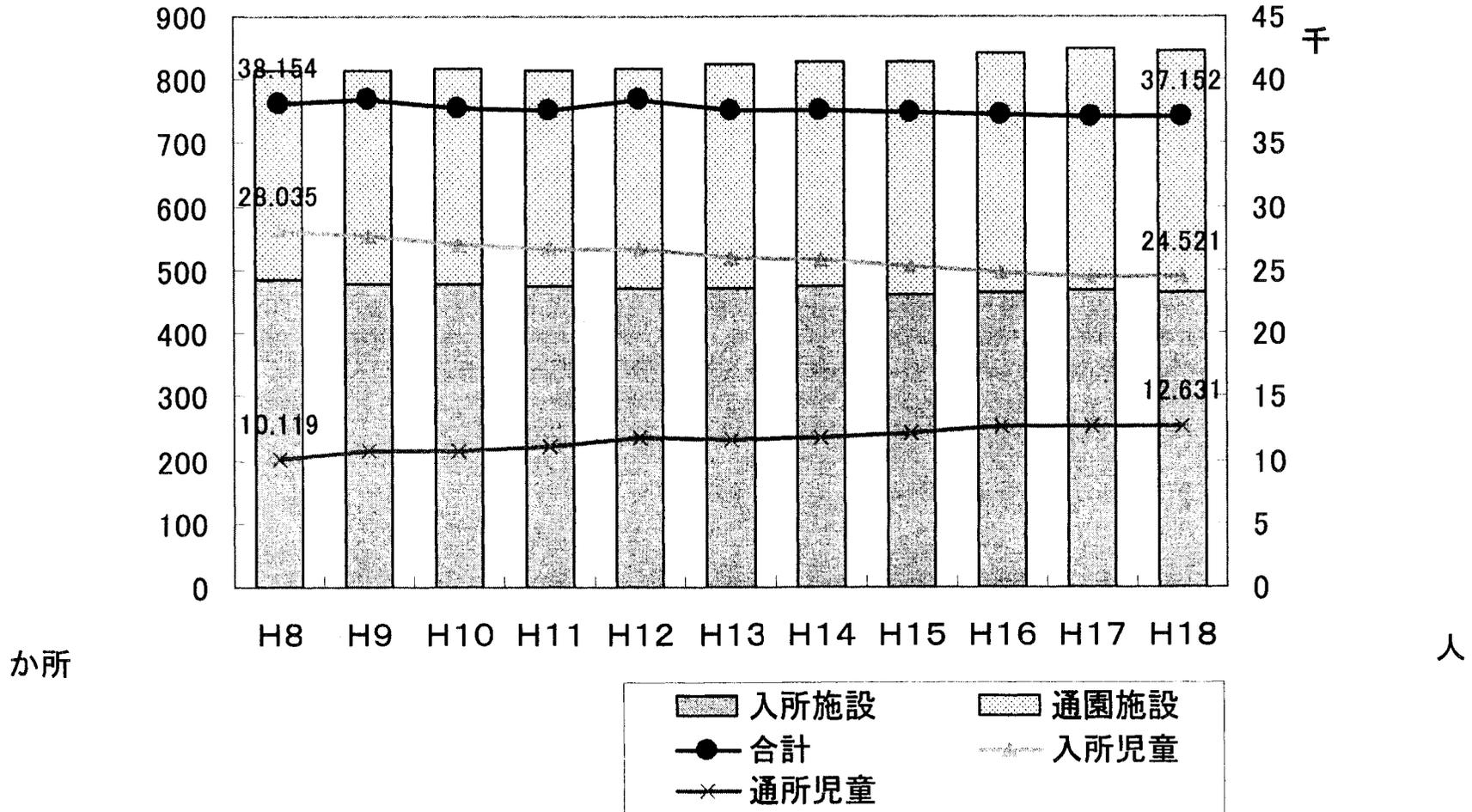
6.3%程度の在籍率 ※2
(約68万人)

※1 LD (Learning Disabilities) : 学習障害

ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害

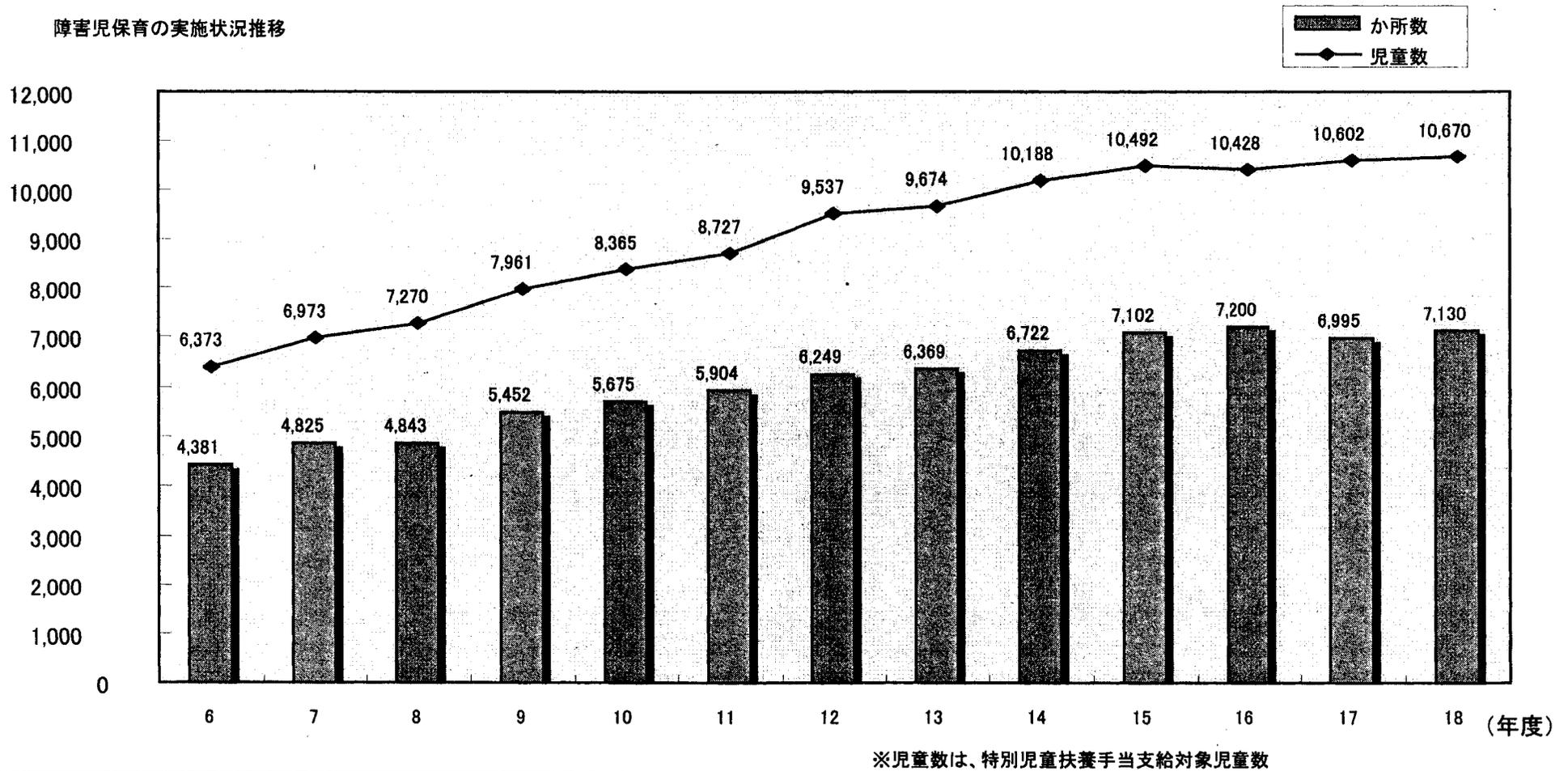
※2 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づいたものであり、医師の診断によるものでない。

障害児施設の施設数及び利用児童数の推移



障害児保育の実施状況について

障害児保育の実施状況推移



	実施か所数	全保育所数に占める割合	受入れ児童数(人)	全利用児童数に占める割合
平成17年度	6,995 (-205)	31.0%	10,602 (+174)	0.53%
平成18年度	7,130 (+135)	31.4%	10,670 (+68)	0.53%

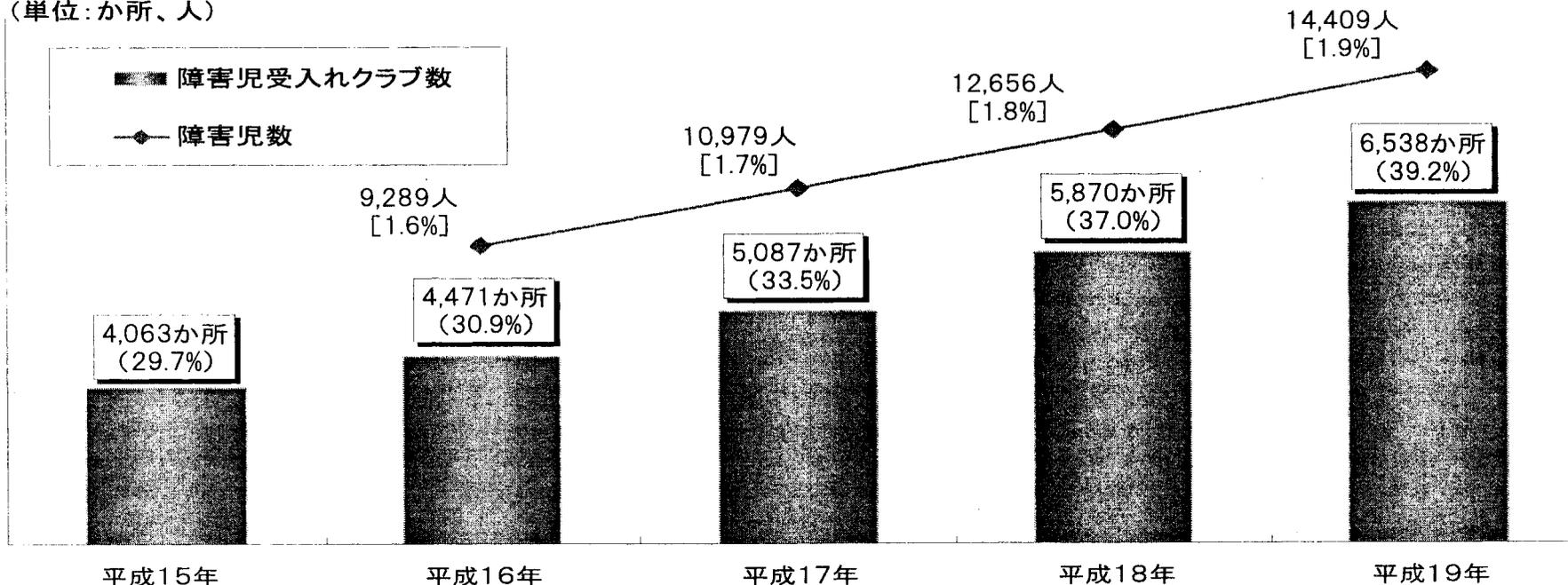
※()は対前年度増減数
 ※全保育所数、全利用児童数に占める割合の欄は、各年4月1日現在の全保育所数、全利用児童数を使用し、算定。

放課後児童クラブにおける障害児の受入れ状況

〈放課後児童クラブの概要〉

児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に修学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

(単位: か所、人)



(注) ()内は、全クラブ数に占める割合、[]内は全登録児童数に占める割合である。

〈厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ〉

受入れに対する経費の補助 〈障害児受入推進事業〉

放課後児童クラブにおける障害児の受入推進を図るため、障害児対応の指導員を各クラブに配置するための経費。(平成20年度予算 1クラブ当たり年額1,421,000円)

障害児施設等の体系

入所施設：467カ所（24,527人） 通所施設：378カ所（12,335人） 児童デイサービス：1092カ所（32,329人）

		根拠法令	施設の性格	
身体障害児	肢体不自由	入所施設	肢体不自由児施設 62カ所 2,730人	児童福祉法第43条の3 肢体不自由の児童を治療し、独立自活に必要な知識、技能を与える。
		通所施設	肢体不自由児療護施設 6カ所 237人	児童福祉法第43条の3 (最低基準第68条) 病院に入所することを要しない肢体不自由のある児童であつて、家庭における療育が困難なものを入所させ、治療及び訓練を行う。
	通所施設	肢体不自由児通園施設 99カ所 2,608人	児童福祉法第43条の3 (最低基準第68条) 肢体不自由の児童を通所によって治療し独立自活に必要な知識技能を与える。	
		盲児施設 10カ所 137人	児童福祉法第43条の2 視覚障害児童を入所させ、独立自活に必要な指導又は援助を行う。	
	視覚・聴覚・言語障害	入所施設	ろうあ児施設 13カ所 165人	児童福祉法第43条の2 聴覚・言語障害児童を入所させ、独立自活に必要な指導又は援助を行う。
		通所施設	難聴児通園施設 25カ所 746人	児童福祉法第43条の2 (最低基準第60条) 強度の難聴の幼児を保護者のもとから通わせて、必要な指導訓練を行う。
	重複(身・知)障害	入所施設	重症心身障害児施設 115カ所 11,215人	児童福祉法第43条の4 重度の知的、重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ、治療及び養護を行う。
		知的障害児	入所施設	知的障害児施設 254カ所 9,808人
	入所施設		自閉症児施設 7カ所 235人	児童福祉法第42条 (最低基準第48条) 自閉症を主たる症状とする児童を入所させ、独立自活に必要な知識技能を与える。
	通所施設		知的障害児通園施設 254カ所 8,981人	児童福祉法第43条 知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。
三障害		児童デイサービス 1,092カ所 32,329人	障害者自立支援法 第5条第7項 日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業。	

※施設数及び在所者数は、平成18年10月1日現在(平成18年度社会福祉施設等の調査の概況より。)